

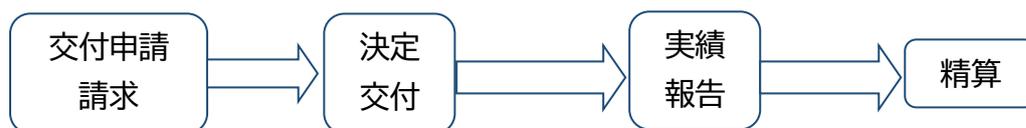
西東京市新型コロナウイルス感染症対策 介護事業所等運営補助金について

1. 西東京市新型コロナウイルス感染症対策介護事業所等運営補助金の概要

①事業の趣旨

西東京市内の介護事業所において新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ、居宅サービス(介護予防サービス含む。)、居宅介護支援、施設サービス、地域密着型サービス及び介護予防・生活支援サービスを継続して実施する事業者(以下「介護事業所等」という。)に対し、その事業の運営に要する費用の一部を補助します。

★ 申請の流れ



6/1～8/31 申請後2・3週間(目安) R2.10.30まで

②対象介護事業所

新型コロナウイルス感染症対策介護事業所等運営補助金(以下「補助金」という。)の交付対象となる介護事業所等は、末尾の別表に定めるサービス種別を実施する事業所で、令和2年1月から3月のいずれかの月においてサービスを実施した実績があり、補助対象期間(令和2年2月1日～令和2年8月31日まで)に事業を継続している介護事業所等です。補助対象期間中に廃止または休止(※)を届け出ている事業所は対象に含まれません。

※感染対策としての届出を伴わない自主的な休業は除きます。

③対象経費

令和2年2月1日～令和2年8月31日までに支出した経費で以下に該当するもの

- (1) 継続してサービス提供を行うための事業継続に必要な経費
- (2) 感染予防対策に必要な経費
- (3) 事業に従事する職員へ慰労金や特別手当を支給する経費
- (4) その他市長が必要と認めた経費

④補助金額

補助金の交付限度額は末尾の別表を確認してください。補助基準額を上回る額の交付はありません。 ※補助基準額＝対象事業所数×補助金額

2. 事業者の手続き

様式はすべて市のホームページに掲載されています。

①交付申請

申請期間 令和2年6月1日(月)～令和2年8月31日(月)

申請書類 交付申請書及び添付書類、請求書

※支出済の補助対象経費が交付申請時点で補助基準額を超えている場合は、実績報告書も併せて提出できます。その場合、提出日を空欄としてください。

交付申請は法人単位で行ってください。同一法人が複数の対象サービス事業所を運営している場合は、1件の申請にまとめてください。

また、請求書については法人の口座を記載してください。交付申請受理後、2～3週間を目処に振り込みを行います。

②実績報告

交付を受けた事業者は実績報告が必要です。

提出期間 令和2年9月1日(火)～令和2年10月30日(金)

提出書類 実績報告書及び添付書類

※提出期間開始前に補助対象経費すべての支出が完了し、補助基準額を上回った時点で提出することも可能です。その場合、提出日を空欄としてください。

3. 書類提出・問い合わせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書類提出の際は郵送のみでお願いします。また、申請受付開始から多数の問合せが予想されますので、本補助金に関するお問い合わせはメールまたはFAXに限らせていただきます。ホームページ掲載の質問票に記載の上、メールまたはFAXでお送りください。市からの回答はメールまたは電話により行わせていただきます。

〒188-8666

西東京市南町五丁目6番13号

西東京市 健康福祉部 高齢者支援課 介護指導給付係 運営補助金担当

メール f-kourei@city.nishitokyo.lg.jp

F A X 042-420-2894

※メール問い合わせの際は件名に「西東京市介護運営補助金」と入れてください。

4. 留意事項

補助金の交付決定を取り消された場合や、補助対象経費の額を超える補助金が交付されているときは、当該補助金を市に返還しなければなりません。

交付を受けた事業者は、補助金及び補助対象事業に係る関係書類を整備し、これを当該補助事業の属する会計年度終了後5年間保管しなければなりません。

障害福祉サービス事業所を運営している場合、介護事業所等運営補助金と障害福祉サービス事業等運営補助金のどちらも申請できます。ただし、二つの補助金で補助対象経費の内容が重複しないようにしてください。また、その他の補助金制度から交付を受けている場合は、使途が重複しないよう留意してください。

別表

補助区分	サービス種別	補助金額
介護サービス事業所・施設事業所支援	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問入浴介護(介護予防含む。) ・訪問看護(介護予防含む。) ・訪問リハビリテーション(介護予防含む。) ・通所介護 ・通所リハビリテーション(介護予防含む。) ・短期入所生活介護(介護予防含む。) ・短期入所療養介護(介護予防含む。) ・特定施設入居者生活介護(介護予防含む。) ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・小規模多機能型居宅介護(介護予防含む。) ・夜間対応型訪問介護 ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護(介護予防含む。) ・認知症対応型共同生活介護(介護予防含む。) ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・複合型サービス ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・西東京市介護予防・生活支援サービス(訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護を重複して実施する事業所は除く。) 	1事業所当たり 25万円まで
老人福祉施設支援	<ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム 	1事業所当たり 25万円まで
居宅介護支援事業所・福祉用具事業所支援	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援 ・福祉用具貸与、販売(貸与併設事業所は除く) 	1事業所当たり 5万円まで

※ 公設事業所を除く